

徳山ダム建設事業に関する 事業実施計画

当初認可 (建設省資河開発第20号
昭和51年9月28日)

第1回
変更認可 (建設省資河開発第3号
平成元年2月13日)

第2回
変更認可 (建設省資河開発第3号
平成10年1月8日)

第3回
変更認可 (国河治第47号の2
平成16年7月15日)

第4回
変更認可 (国河治第85号の2
平成21年2月3日)

平成21年 2月
独立行政法人水資源機構

目 次

事業の名称	-----	1
事業の目的	-----	1
施設の位置及び概要	-----	2
貯水、放流、取水又は導水に関する計画	-----	3
工 期	-----	5
費用及びその負担方法	-----	5

徳山ダム建設事業に関する事業実施計画

事業の名称

この事業は、徳山ダム建設事業と称する。

事業の目的

1 洪水調節

徳山ダムによって、当該ダムの建設される地点（以下「徳山ダム地点」という。）における計画高水流量毎秒1,920立方メートルの全量の洪水調節を行い、下流の高水流量を低減させるものとする。

2 流水の正常な機能の維持

徳山ダムによって、揖斐川の既得用水の補給等流水の正常な機能の維持と増進を図るものとする。

また、別途、木曾川水系の異常渇水時の緊急水の補給を行うものとする。

3 新規利水

徳山ダムによって、岐阜県内の水道用水として最大毎秒1.2立方メートル、愛知県内（名古屋市を除く。）の水道用水として最大毎秒2.3立方メートル、名古屋市の水道用水として最大毎秒1.0立方メートル、岐阜県内の工業用水として最大毎秒1.4立方メートル及び名古屋市の工業用水として最大毎秒0.7立方メートルの取水を可能ならしめるものとする。

なお、徳山ダムの建設に併せて、電源開発株式会社において徳山発電所を新設し、最大出力153,000キロワットの発電を行うこととされており、徳山ダムのうち当該発電に係る部分の事業を電源開発株式会社及び中部電力株式会社から委託を受けて実施するものとする。

また、横山ダムのかんがい用途を洪水調節用途に振り替えるために必要となる横山ダムが行っている揖斐川沿岸のかんがい用水（以下「かんがい用水」という。）の補給を行い、最大毎秒約22立方メートルの取水を可能とする。

施設の位置及び概要

1 位置

木曾川水系揖斐川

右岸 岐阜県揖斐郡揖斐川町開田

岐阜県揖斐郡揖斐川町鶴見

左岸 岐阜県揖斐郡揖斐川町徳山

岐阜県揖斐郡揖斐川町東杉原

2 概要

(1) 規模等

堤	高	161.0メートル
堤	頂	長 427.1メートル
堤	頂	標高 406.0メートル
堤	体	積 約13,700,000立方メートル
総	貯	留 量 約660,000,000立方メートル
有	効	貯 留 量 約380,400,000立方メートル
洪	水	時 満 水 位 標高 401.0メートル
常	時	満 水 位 標高 400.0メートル
最	低	水 位 標高 363.5メートル
洪	水	放 流 設 備 一式
利	水	放 流 設 備 一式

(2) 型式

ロックフィルダム

(3) 管理設備

イ ダム管理所

ダムの管理のために必要な管理所及びこれに付帯する施設を設ける。

ロ 観測設備

必要に応じてリモートコントロール方式による雨量観測所及び水位観測所並びに流量観測所を設ける。

ハ 通信連絡設備

マイクロウェーブ回線及び光ファイバ回線により徳山ダム管理所と独立行政法人水資源機構(以下「機構」という。)及び国土交通省等の関係機関

との間に所要の通信連絡網を設ける。

二 警報設備

徳山ダム下流沿岸に必要な応じて警報設備を設ける。

貯水、放流、取水又は導水に関する計画

1 貯水池の名称

徳山貯水池

2 貯水位、貯水容量及びその用途別配分

ダムの総貯水容量を660,000,000立方メートル、有効貯水容量を380,400,000立方メートルと定め、洪水時満水位を標高401.0メートル、常時満水位を標高400.0メートル、最低水位を標高363.5メートルとする。

貯水池の容量配分については、洪水期制限水位を標高391.0メートルと定め、洪水調節のための容量を洪水期制限水位から洪水時満水位までの123,000,000立方メートルとし、流水の正常な機能の維持のための容量及び新規利水のための容量を洪水期（毎年6月16日から10月15日までの期間をいう。以下同じ。）にあっては最低水位から洪水期制限水位までの容量のうち246,000,000立方メートル（このうち流水の正常な機能の維持のための容量は115,000,000立方メートル、別途確保する木曽川水系の異常渇水時の緊急水のための容量は53,000,000立方メートル、新規利水のための容量は78,000,000立方メートルとする。）非洪水期（洪水期以外の期間をいう。以下同じ。）にあっては最低水位から常時満水位までの容量のうち355,000,000立方メートル（このうち流水の正常な機能の維持のための容量は224,000,000立方メートル、別途確保する木曽川水系の異常渇水時の緊急水のための容量は53,000,000立方メートル、新規利水のための容量は78,000,000立方メートルとする。）とする。

なお、発電は、最低水位から常時満水位までの容量366,400,000立方メートルを利用することができるものとし、このうち発電のみのために使用できる容量は、11,400,000立方メートルとする。

また、横山ダムが行っているかんがい用水の補給は、洪水期においては115,000,000立方メートルの容量のうち32,000,000立方メートル、非洪水期においては224,000,000立方メートルの容量のうち32,000,000立方メートルを確保して行うものとする。

3 貯水池の使用基準

(1) 洪水調節

徳山ダム地点における計画高水流量毎秒1,920立方メートルに対して、洪水調節のための容量123,000,000立方メートルを利用して最大毎秒1,920立方メートルを調節する。

洪水期においては、洪水調節を行う場合を除き、水位を洪水期制限水位以下に保つものとする。

なお、非洪水期においても、洪水調節を行う場合を除き、水位を標高400.0メートル以下に制限するものとする。

(2) 流水の正常な機能の維持

イ 揖斐川における既得用水の補給等流水の正常な機能の維持と増進を図るため、徳山ダムから補給する。

ロ 木曾川水系における異常渇水時に徳山ダムから緊急水を補給する。ただし、当該容量への貯留は、下流既得用水及びかんがい用水の取水に支障を与えないよう行うとともに、(2)イ及び(3)に規定する容量が貯留された後に行うものとする。さらに、当該貯留は今後の水資源開発に支障を与えないよう行うものとする。

(3) 新規利水

岐阜県内の水道用水として最大毎秒1.2立方メートル、愛知県内(名古屋市を除く。)の水道用水として最大毎秒2.3立方メートル、名古屋市の水道用水として最大毎秒1.0立方メートル、岐阜県内の工業用水として最大毎秒1.4立方メートル及び名古屋市の工業用水として最大毎秒0.7立方メートルの取水を可能とするように徳山ダムから補給する。ただし、新規利水のための放流は、(1)に規定する洪水調節、(2)に規定する下流既得用水の補給等流水の正常な機能の維持(2)ロを除く。以下同じ。)及びかんがい用水の取水に支障を与えないよう行うものとする。

なお、発電のための取水は、(1)に規定する洪水調節、(2)に規定する下流既得用水の補給等流水の正常な機能の維持、(3)に規定する新規利水及びかんがい用水の取水に支障を与えないよう行うものとし、これらのために放流する場合及び発電のための専用容量(11,400,000立方メートル)を使用する場合を除

き、行ってはならない。

また、かんがい用水の取水を可能とするように、徳山ダムから補給する。ただし、かんがい用水のための放流は、(1)に規定する洪水調節に支障を与えないように行うものとするとともに、(2)に規定する下流既得用水の補給等流水の正常な機能の維持に支障を与えないように行うものとする。

工 期

昭和46年度から平成23年度までの予定。ただし、概成は平成19年度（なお、昭和46年度から建設省が施行中のものを水資源開発公団が承継した。）

費用及びその負担方法

1 事業に要する費用の概算額

約3,500億円

なお、上記金額のうち、昭和48年3月末日までに特定多目的ダム建設事業費として約2.1億円が支出されている。

2 費用の負担

- (1) 洪水調節及び流水の正常な機能の維持に係る費用の額は、事業に要する費用の額に1,000分の578を乗じて得た額とし、機構は、独立行政法人水資源機構法（以下「機構法」という。）第21条第1項及びこれに基づく政令の規定により、国からその費用の額のうち既に国が要した費用の額を控除した残額の交付を受けるものとする。

なお、国が交付する金額の一部は、機構法第21条第3項及び同条第4項の規定に基づく政令の規定により、岐阜県、三重県及び愛知県が負担するものとする。

- (2) 水道用水及び工業用水に係る費用の額は、事業に要する費用の額に1,000分の282を乗じて得た額とし、機構において支弁するものとする。ただし、機構は、機構法第25条第1項及びこれに基づく政令の規定により、流水を水道及び工業用水道の用に供する者に次のように負担させるものとする。

イ 岐阜県内において流水を水道の用に供する者の負担金の額は、事業に要する費用に 1,000分の36を乗じて得た額とする。

- ロ 愛知県内(名古屋市を除く。)において流水を水道の用に供する者の負担金の額は、事業に要する費用の額に1,000分の81を乗じて得た額とする。
 - ハ 名古屋市において流水を水道の用に供する者の負担金の額は、事業に要する費用の額に 1,000分の60を乗じて得た額とする。
 - ニ 岐阜県内において流水を工業用水道の用に供する者の負担金の額は、事業に要する費用の額に1,000分の78を乗じて得た額とする。
 - ホ 名古屋市において流水を工業用水道の用に供する者の負担金の額は、事業に要する費用の額に1,000分の27を乗じて得た額とする。
- (3) 発電に係る電源開発株式会社及び中部電力株式会社の負担すべき費用の額は、事業に要する費用の額に1,000分の140を乗じて得た額を見込むものとする。

なお、この事業が完了するまでに物価の著しい変動その他重大な事情の変更がある場合には、前各号に掲げる用途別負担等を変更することがある。